

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第2章 戦争の放棄 (3)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&amp;A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

### 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第2章 戦争の放棄 (3)

(2) 九条2項「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」。

「前項の目的を達するため」の前項の目的が何かが問題となります。前項の目的を「侵略戦争放棄という目的を達する」とことと理解して、第2項は「侵略戦争のための戦力は持たない」という意味になります。

しかし、2項の骨格は「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」ことにありますから、自衛戦争のための戦力であろうが侵略戦争のための戦力であろうが持つてはいけない、という解釈も成り立ちます。

この解釈に立つと、1項で自衛権を認め「自衛戦争はできる」と言っても、2項で「一切の戦力を保持しない」と言っているのので、結局すべての戦争が禁止されるという解釈に立つこととなります。

「国の交戦権は、これを認めない」。これは、国家が戦争する権利は認めない、というわけですから、たとえ自衛戦争ができて、自衛のための戦力保持が認められるとしても、戦争ができないのであれば、やっぱり自衛戦争も含めて一切の戦争ができないという話になってしまいます。

単に「平和主義」が規定された素晴らしい条文であると両手を上げて喜べる内容とも言い難いような気がします。

いずれにしても、憲法制定後71年が経過し、その間、一度も見直しがなされず今日を迎えている関係から、制定時の国際的・国内的な社会環境も大きく変化していることから、矛盾が露呈してきているように考えます。

若干の問題点を指摘し、現憲法の説明をしました。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

### Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>> [一覧へ戻る](#)

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

📄 サイトマップ 📄 このサイトについて 📄 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.